

議案第 6 2 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部小田原市学区審議会の項の次に次のように加える。

小田原市新しい学校づくり検討委員会	新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 2 人以内
-------------------	--	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和 4 4 年小田原市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市いじめ防止対策調査会の項の次に次のように加える。

小田原市新しい学校づくり検討委員会	委員	1 5, 0 0 0 円以内
-------------------	----	----------------

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

教育委員会の附属機関として小田原市新しい学校づくり検討委員会を設置するため提案するものであります。